

長年にわたる努力が認められ 秋の叙勲

長年にわたる職務に対する功労や社会貢献をたたえる秋の叙勲が発令され、市などから推薦した3名が受章されましたので、ご紹介いたします。

旭日小綬章



中岡 幸敬 さん
(西祖谷山村尾井ノ内)

32年の長きにわたり旧西祖谷山村議会議員として円滑な議会運営や住民福祉の向上に尽力され、平成11年に旧西祖谷山村長に当選。主に観光諸施策の総合的な整備に全力を傾け、地域の活性化、観光振興、発展に大きく寄与されました。

旭日双光章



大平 照子 さん
(山城町西宇)

33年の長きにわたり、生活に困っている母子家庭の住宅や就職の相談に親身になって接し、平成16年からは徳島県母子寡婦福祉連合会会長を3期6年務められるなど、母子家庭等の自立支援や福祉向上に尽力されました。

旭日双光章



亀長 富八郎 さん
(池田町マチ)

平成3年に阿波池田商工会議所会頭に就任され、信頼される商工会議所を目指し、小規模企業の経営改善に尽力されました。また、池田地区雇用対策協議会の設立を推進するなど、地域雇用の促進・改善に大きく貢献されました。

市営住宅入居者募集

入居希望者は12月24日(金)17時15分までに必要書類をご持参のうえ、お申し込みください。

■ お申込みできる方

- ①現在、同居か同居しようとする親族がある方
- ②現に住宅に困っていることが明らかな方
- ③税金・水道・保育料等の公共料金を滞納していない方
- ④所得が所定の基準に該当する方
- ⑤申込者または同居親族が暴力団員でない方

■ 公営住宅の所得基準

入居世帯の所得合計が月額15万8千円以下であること。ただし次の場合は所得合計が月額21万4千円以下であれば入居可能です。
①高齢者世帯(入居申込者が60歳以上で同居しようとする親族全員が18歳未満または60歳以上)
②障害者世帯(入居者または同居者が、障害者・戦傷病者・被爆者・引揚者等)
③子育て世帯(同居者に小学校就学前の子供のいる世帯)

■ 特定公共賃貸住宅の所得基準

入居世帯の所得合計が月額15万8千円以上48万7千円以下 ※上記の所得基準に当てはまらない方でも入居可能な場合がありますので、お問い合わせください。

■ 貸付住宅の所得基準

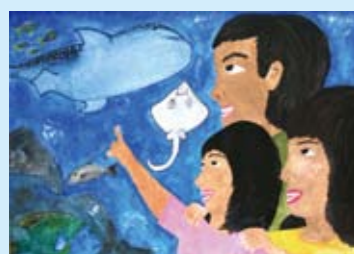
入居世帯の所得基準なし

■ お申し込み・お問い合わせ先

池田地区	三好市管理課	(電話 72-7681)
三野地区	三野総合支所	(電話 77-4804)
井川地区	井川総合支所	(電話 78-5005)
山城地区	山城総合支所	(電話 86-2432)
西祖谷地区	西祖谷総合支所	(電話 87-2211)
東祖谷地区	東祖谷出張所	(電話 88-2896)

住宅名	所在地	戸数	単身可	区分	築年度
三野芝生北団地	芝生	2	○	公	S45
池田板野団地	イタノ	2		公	S53
池田中西B団地	中西	1	○	公	S48
池田白地団地	白地	3		公	S54
山城下名1号団地	下名	1	○	公	S51
山城下名2号団地	下名	2		公	S57
山城西宇1号団地	西宇	2		公	H3
山城永美団地	下川	4	○	特	H7
山城伊予川団地	信正	1	○	特	H9
山城川口団地	引地	1	○	特	H12
西祖谷一字団地	一字	3	○	公	S60
西祖谷一字第2団地	一字	1	○	公	H8
西祖谷一字第2団地	一字	1	○	特	H8
西祖谷西岡団地	西岡	1	○	特	S62
西祖谷第2西岡団地	西岡	6	○	公	H4
西祖谷榎団地	榎	3	○	特	S53
西祖谷榎団地	榎	2	○	公	S53
西祖谷秘境ふるさと団地	一字	10	○	貸	H13
東祖谷和田第1団地	和田	5	○	公	S53
東祖谷榎尾団地	榎尾	1	○	公	S54
東祖谷新居屋団地	新居屋	1	○	特	S51
東祖谷菅生第2団地	菅生	1	○	公	S54
東祖谷名頃団地	菅生	2	○	公	S53
東祖谷名頃団地	菅生	1	○	特	S53

公=公営住宅 特=特定公共賃貸住宅 貸=貸付住宅 改=改良住宅
市営住宅募集情報は市ホームページにも掲載しています



様生小 中岡由実さんの作品



三野中 小笠原葵さんの作品



家庭の日に関する絵画

三好市青少年育成市民会議では、健全な家庭づくりを重要な柱として掲げており、毎月第一日曜日の「家庭の日」の普及を図るため、市内小・中学生を対象に「家庭の日」に関する絵画作品の募集を行いました。
市内、20校177点の応募があり、審査の結果、次の児童・生徒の作品が最優秀賞に選ばれました。

地域安全功労賞

(奨)JPFファミリー生きがい振興財団



武田 君代 さん
(三好地区交通安全教育指導員)

この賞は平穏な地域社会の確保に貢献した警察職員や地域住民に授与され、徳島県初の受賞となりました。武田さんは、12年余りの間、幅広い世代の住民に対する交通安全教育活動を献身的に推進し、三好地区の交通事故防止に大きく貢献されました。

平成23年度 三好市奨学生募集

三好市奨学金制度は、経済的理由により修学が困難な方に対して奨学金を貸与することにより、修学の機会を確保し、もって人材を育成することを目的としています。平成23年度は次のとおり募集を行います。

貸与条件

- ①三好市内に住所を有する父または母の子であること。ただし、父および母が共にいない方については、本人が三好市内に住所を有すること。
- ②高等学校、高等専門学校、大学、短期大学または専門学校に在学する方。(平成23年4月を基準とし、在学予定の方を含みます)
- ③経済的理由により修学が困難と認められる方。

奨学金貸与の流れ

経済的理由から奨学金の貸与を希望される方は、申請手続きを行っていただきます。申請者は奨学生選考委員会により審査し、採用候補者を決定します。

奨学金の貸与額(月額)

高等学校1万2千円、高等専門学校2万1千円、大学・短期大学・専門学校4万4千円。5月、7月、10月、1月の各月末までに3か月分を合算し

て、指定された奨学生本人名義の口座に振り込みます。なお、貸与開始は平成23年4月からとなります。

貸与期間

在学する学校の正規の最短修業年限が修了するまでの期間。

奨学金の返還

貸与終了後1年を据え置き、その後10年以内に返還していただきます。

奨学金の申請方法

指定の申請書類を提出していただきます。申請書類一式は、左記までお問い合わせいただければ送付いたします。また、三好市ホームページよりダウンロードも可能です。

奨学金の申込期間

12月10日〜平成23年2月28日

お問い合わせ先

三好市教育委員会
学校教育課奨学金係
電話 72-3555
FAX 72-7430

